



平成26年2月14日

各 位

本社所在地 東京都新宿区北新宿2-21-1
会社名 健康コーポレーション株式会社
代表者 代表取締役社長 瀬戸 健
コード番号 2928 札幌証券取引所アンビシャス
問合せ先 取締役 香西 哲雄
電話番号 03-5337-1337
URL <http://www.kenkoucorp.co.jp/>

本社所在地 東京都新宿区北新宿2-21-1
会社名 株式会社アスティ
代表者 代表取締役社長 瀬戸 健
問合せ先 取締役 加藤 健生
電話番号 03-5348-7361
URL <http://www.asty-inc.co.jp/index.html>

子会社による株式会社イデアインターナショナル株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

健康コーポレーション株式会社（以下「健康コーポレーション」といいます。）の完全子会社である株式会社アスティ（以下「当社」または「公開買付者」といいます。）は、平成26年2月14日開催の取締役会において、株式会社イデアインターナショナル（東京証券取引所JASDAQスタンダード市場、コード：3140、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、健康コーポレーションがその議決権の100%を所有する完全子会社です。

健康コーポレーションは、平成25年8月23日に公表した「株式会社イデアインターナショナルとの資本業務提携契約の締結及びそれに伴う第三者割当増資の引受けによる子会社の異動に関するお知らせ」及び平成25年11月14日に公表した「子会社の合併に関するお知らせ」のとおり、本日現在、対象者株式1,946,000株（対象者が平成26年2月14日に提出した第19期第2四半期報告書に記載された平成26年2月14日現在の対象者の発行済株式総数（2,737,000株）に対する割合（以下「所有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入しております。）：71.10%）を所有し、対象者を連結子会社としており、対象者との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。

この度、当社は、対象者の第三位株主であるエレコム株式会社（以下「エレコム」といいます。）が所有する対象者株式（146,500株：所有割合5.35%）を取得することを目的として、平成26年2月14日の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQグロース市場（以下「JASDAQ」といいます。）に上場している対象者株式を、公開買付けにより取得することを決議いたしました。

本公開買付けにおいて当社は、エレコムとの間で、その所有する対象者株式の全て（以下「応募対象株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）

ます。)を平成26年2月14日付けで締結しております。本応募契約の概要については、後記「(4)本公開買付けに係る重要な合意等」の「本応募契約」をご参照下さい。

本公開買付けにおいては、エレコムが所有する応募対象株式(146,500株)を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の下限(146,500株)に満たない場合は応募株券等の全部の買付けを行いません。

本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではありませんが、本日現在、対象者の親会社であり、かつ特別関係者の健康コーポレーションによる対象者株式に係る株券等所有割合が3分の2以上となっており、本公開買付け後の当社及び健康コーポレーションを合わせた株券等所有割合もまた3分の2以上となるため、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の2以下に規定された法令上の要求に基づいて実施するものです。さらに、本公開買付けにおいては、法第27条の13第4項、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条の2の2に従い、買付予定数の上限を設けておらず、買付予定数の下限(146,500株)以上の応募があった場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

本公開買付けの結果、万一、対象者株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、後記「(6)上場廃止となる見込みの有無及びその理由」に記載のとおり、当社は対象者との間で、上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、対象者株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定です。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

なお、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)である1株当たり372円は、当社とエレコムが協議・交渉を行い、対象者株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、株式市場における価格が対象者株式の客観的な評価を表しており、少数株主にとって不利益なものではないとの結論で合意し、本公開買付の公表日の前営業日である平成26年2月13日の対象者株式のJASDAQの終値を本公開買付価格としております。

対象者が平成26年2月14日に公表した「株式会社アスティによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は平成26年2月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けにつき検討した結果、①対象者、健康コーポレーション及び当社は、いずれも化粧品事業を主力事業の一つと位置づけ、対象者は平成26年2月1日に日本リレント化粧品株式会社(以下「日本リレント化粧品」といいます。)との合併により国内に化粧品の生産拠点を擁しており、他方、当社は長年、化粧品を企画・開発する化粧品のOEM事業を営み化粧品の企画・開発に関するノウハウを有しているところ、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指しております。そのため、対象者と健康コーポレーションのシナジーの最大化を図り、対象者の企業価値の向上を図るためには、健康コーポレーション自身との資本提携に加え、健康コーポレーションの他の子会社であり、対象者と同じく化粧品事業を営む当社との間でも資本提携を進め、単なる兄弟会社に止まらない資本関係に基づくより深い関係を構築しておくことが望ましいこと、②そのように対象者化粧品事業の成長を図ることは将来的に対象者の企業価値を向上させることとなり、対象者株式の株式市場における魅力を高めることは、対象者の株価上昇や株主数増加につながり、後記「(6)上場廃止となる見込みの有無及びその理由」記載の(i)株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、(ii)流通株式数(上場株式数から、役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)の持株数、上場株式数の10%以上を所有する株主の持株数及び自己株式数を控除した株式数。以下同じ。)が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき、(iii)流通株式時価総額(事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額。以下同じ。)が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、といった上場廃止基準への抵触リス

クを軽減し、対象者の上場維持のために有効であると考えられること、また、③当社がエレコム所有の対象者株式（146,500株）を取得することにより、エレコムが対象者株式を市場で売却することで対象者株式の株式市場における需給が悪化し、株価に悪影響を及ぼすリスクを回避することができること、④そのように株価下落を防止することで、上記（iii）流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、という上場廃止基準に対象者が抵触するリスクの軽減も図ることができることから、本公開買付けは対象者の企業価値の維持向上に資すると認識するに至り、出席取締役全員一致で本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。なお、対象者は、現時点においては、当社との業務提携の具体的な予定はありませんが、本公開買付けによる関係強化を契機として、今後、当社との業務提携についても具体的に検討していく予定であるとのことです。

一方、本公開買付価格については、当社とエレコムとの協議・交渉等の結果を踏まえて決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者が独自に検証を行っていないこと、また、当社が本公開買付けにおいて対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けは公開買付者によるエレコムが所有する対象者株式の取得を企図したものであること、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される方針であり、対象者の株主として本公開買付け後も対象者株式を所有することにも十分な合理性が認められることから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、上記の対象者の取締役会では、対象者のリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所の法的助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記決議に至ったとのことです。また、当該取締役会においては、決議に参加した取締役（取締役8名中、橋本雅治氏、瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏を除く4名）の全員一致で決議したとのことです。なお、代表取締役社長である橋本雅治氏は長期に亘る海外出張中のため上記取締役会を欠席しており、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておりませんが、それに先立つ対象者取締役間における本公開買付けの賛否についての協議において、上記①乃至④のメリットが存在することを理由として、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明しているとのことです。また、対象者の社外取締役である瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏は健康コーポレーションの取締役を兼任していることにより、本公開買付けに関して利益が相反する恐れがあることから同様に上記取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。

また、対象者の上記取締役会には、対象者の監査役3名全員（3名全員が社外監査役）が出席し、全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについて対象者の株主の皆様の判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

①本公開買付けの実施を決定するに至った背景等

当社の親会社である健康コーポレーションは、平成15年4月に健康食品の通信販売を目的として設立され、平成18年5月に札幌証券取引所アンビシャス市場に上場しております。

当社は、健康コーポレーション及び当社を含む連結子会社14社より構成される健康コーポレーショングループ（以下、「健康グループ」といいます。）に属しております。健康グループは、美容・健康関連事業、アパレル関連事業及び住関連ライフスタイル事業を行っております。健康グループは、「世界でいちばん、イキイキワクワクした「けんこう(KENKOU)」をつくり、「えがお(EGAO)」「かがやき(KAGAYAKI)」「ありがとう(ARIGATOU)」を世界中に広めます。」を経営理念とし、美容・健康関連商品をインターネット通信販売等を通じて皆様に提供し、「美容」と「健康」をキーワードに、「夢・驚き・感動」のある商品・サービスを提供することで、健康を願う全ての人々の健康に貢献したいという考えのもと、業容を拡大してまいりました。平成18年5月には札幌証券取引所

アンビシャス市場への株式上場を果たし、また近年においては、トータルボディメイクジム「RIZAP(ライザップ)」を全国的に出店し、同事業は積極的な事業展開により健康グループ内でも重要な位置づけを占めるまでに成長しております。

また、当社は、昭和60年に設立され、平成23年12月に健康グループの連結子会社となりました。当社は健康グループの美容・健康関連事業において、サプリメントやコスメティック商材の企画・卸売(OEM)事業を行っております。

なお、当社を取り巻く事業環境として、美容・健康関連事業においては、化粧品・食品・製薬等からの派生商品が急増し、商品コンセプトによる差別化が困難になってきており、マーケティング手法も含めた工夫が必要とされています。また、近年は次世代の収益の柱となることを期待している食品・化粧品・薬品業界の大手企業の参入が著しく、競争環境は激化しています。

かかる環境下で、当社の中心事業である美容・健康関連事業を一層拡大、強化すべく、他社とのアライアンスを含めた事業展開の可能性を模索しております。

一方、対象者は、平成7年11月に時計を中心とした商品の企画開発・販売を目的として設立され、平成20年7月に大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」(現東京証券取引所JASDAQ(グロース))に上場しております。現在は、時計や家電などデザイン性の高いインテリア雑貨やオーガニック化粧品等、住関連ライフスタイル商品に関するオリジナル商品の企画・開発・販売、及びセレクトブランド商品の販売を主たる事業としており、平成20年9月よりオフィス・店舗空間のコンセプト・デザインを企画する「空間プロデュース事業」を開始しております。

オリジナルブランド商品につきましては社内外デザイナーと共同で商品を企画・開発しており、セレクトブランド商品につきましては国内外ブランドホルダーからの商品仕入を行っております。

販売チャネルは、主にインテリアショップ等の専門店に対する製造卸売、直営店及びEコマースによる小売、セールスプロモーションを行う法人等に対する販売があり、これらの販売チャネルを通じて一般消費者へ商品供給を行っております。

対象者は平成21年4月頃より取引関係のあったエレコムとの間で、平成22年9月に、資本業務提携に係る基本契約書を締結し、両者の経営リソースを互いに有効活用し、業績の拡大を図ることを目的として、対象者が平成22年9月30日に発行する新株式(146,500株)及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「対象者新株予約権付社債」といいます。)をエレコムが引き受け、エレコムは対象者の関係会社となっております。しかしながら、その後エレコムとの間で当初想定されていた互いの事業分野における販売機会の増大などの資本業務提携によるシナジーを見出すことができなかつたため、新たな資本業務提携先として、健康コーポレーションと平成25年4月初旬頃から協議を進め、対象者が平成25年8月23日に公表した「健康コーポレーション株式会社との資本業務提携、第三者割当による新株式発行、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還、エレコム株式会社との資本業務提携の解消、並びに主要株主、主要株主である筆頭株主、親会社及びその他の関係会社の異動のお知らせ」のとおり、対象者は平成25年8月23日付けで健康コーポレーションとの間で本資本業務提携契約を締結するとともに、健康コーポレーションが対象者株式1,457,000株(発行価額:1株につき417円、払込期日:平成25年9月25日、払込期日現在の所有割合:64.81%)を所有し連結子会社としております。また、対象者は平成25年9月26日付けで健康コーポレーションとの提携を円滑に開始するためには、エレコムが所有する対象者新株予約権付社債を償還することで、エレコムとの資本業務提携関係を早期に解消することが望ましいと判断し、エレコムが所有する対象者新株予約権付社債を繰上償還するとともにエレコムとの資本業務提携を解消しております。その後、健康コーポレーションは対象者が平成25年11月14日に公表した「日本リレント化粧品株式会社の吸収合併に関するお知らせ」のとおり、その完全子会社である日本リレント化粧品の対象者による吸収合併(以下「本合併」といいます。)により、その効力発生日である平成26年2月1日付けで、合併による割当により対象者が新たに発行する対象者株式489,000株を取得し、合計で対象者株式1,946,000株(所有割合:71.10%)を所有することとなり、現在に至っております。

しかしながらエレコムとの資本業務提携は解消したものの、エレコムは対象者の第三位株主として対象者株式 146,500 株を所有したままとなっております。この様な状況の中、エレコムからの働きかけをきっかけとして健康コーポレーションとエレコムはエレコムが所有する対象者株式 146,500 株の所有方針について協議して参りました。その結果、健康グループが応募対象株式を取得することが健康グループ間取引の親和性向上、関係性向上に資するものであり、かつエレコムが対象者株式を市場で売却することで対象者株式の株式市場における需給が悪化し、株価に悪影響を及ぼすリスクを回避することができることから、本公開買付けは対象者の企業価値の維持向上に資すると判断いたしました。また、健康グループにおいても、当社は長年、化粧品を企画・開発する化粧品のOEM事業を営み化粧品の企画・開発に関するノウハウを有しているところ、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指しており、そのため、対象者と健康コーポレーションのシナジーの最大化を図り、対象者の企業価値の向上を図るためには、健康コーポレーション自身との資本提携に加え、健康コーポレーションの他の子会社であり、対象者と同じく化粧品事業を営む当社との間でも資本提携を進め、単なる兄弟会社に止まらない資本関係に基づくより深い関係を構築しておくことが望ましく、またそのように対象者化粧品事業の成長を図ることは将来的に対象者の企業価値を向上させることとなり、対象者株式の株式市場における魅力を高めることは、対象者の株価上昇や株主数増加につながり、対象者株式の上場の維持に資するものであると判断し、当社が本公開買付けを実施することに至りました。

本公開買付けの目的はエレコム所有株式を取得することであり、また、本公開買付けは、健康グループによる対象者株式に係る株券等所有割合が3分の2以上となっており、本公開買付け後の株券等所有割合もまた3分の2以上となるため、法第27条の2以下に規定された法令上の要求に基づいて実施するものです。本公開買付け価格については、当社とエレコムが協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格を本公開買付け価格とすることといたしました。当社とエレコムは、対象者株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、対象者株式の市場価格を本公開買付け価格とすることで合意し、最終的に平成26年2月14日開催の取締役会において、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年2月13日の対象者株式のJASDAQの終値を本公開買付け価格としました。

なお、本公開買付け価格372円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年2月13日のJASDAQにおける対象者株式の終値372円に対して同じ値段、平成26年2月13日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値401円に対して7.23%（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）のディスカウント、平成26年2月13日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値425円に対して12.47%のディスカウント、平成26年2月13日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値454円に対して18.06%のディスカウントを行った価格であります。

②本公開買付け後の経営方針

当社は、応募対象株式を取得することを目的として本公開買付けを実施するものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではありません。また、当社は、本公開買付けの終了後も、上場会社としての対象者の独立性を確保しつつ、対象者の経営体制については現状を維持することを予定し、対象者の役員を変更する予定はありません。なお、本書提出日現在において、健康コーポレーションは対象者に対して社外役員3名（瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏）を派遣済みです。

また、健康グループが目指す、企業同士の連動による対象者の更なる企業価値向上の結果としての株主共同の利益の向上を実現するために、対象者株式の上場を維持する方針であります。

なお、当社は、現時点においては、対象者との業務提携の具体的な予定はありませんが、本公開買付けによる関係強化を契機として、今後、対象者との業務提携についても具体的に検討していく予定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は健康コーポレーションの連結子会社であること、また、対象者の取締役のうち3名が健康コーポレーションの取締役を兼務していることを勘案し、対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じているとのことです。

① 対象者取締役会及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は平成26年2月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けにつき検討した結果、①対象者、健康コーポレーション及び当社は、いずれも化粧品事業を主力事業の一つと位置づけ、対象者は平成26年2月1日に本合併により国内に化粧品の生産拠点を擁しており、他方、当社は長年、化粧品を企画・開発する化粧品のOEM事業を営み化粧品の企画・開発に関するノウハウを有しているところ、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指しております。そのため、対象者と健康コーポレーションのシナジーの最大化を図り、対象者の企業価値の向上を図るためには、健康コーポレーション自身との資本提携に加え、健康コーポレーションの他の子会社であり、対象者と同じく化粧品事業を営む当社との間でも資本提携を進め、単なる兄弟会社に止まらない資本関係に基づくより深い関係を構築しておくことが望ましいこと、②そのように対象者化粧品事業の成長を図ることは将来的に対象者の企業価値を向上させることとなり、対象者株式の株式市場における魅力を高めることは、対象者の株価上昇や株主数増加につながり、後記「(6) 上場廃止となる見込みの有無及びその理由」記載の(i)株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、(ii)流通株式数が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき、(iii)流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、といった上場廃止基準への抵触リスクを軽減し、対象者の上場維持のために有効であると考えられること、また、③当社がエレコム所有の対象者株式(146,500株)を取得することにより、エレコムが対象者株式を市場で売却することで対象者株式の株式市場における需給が悪化し、株価に悪影響を及ぼすリスクを回避することができること、④そのように株価下落を防止することで、上記(iii)流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、という上場廃止基準に対象者が抵触するリスクの軽減も図ることができることから、本公開買付けは対象者の企業価値の維持向上に資すると認識するに至り、出席取締役全員一致で本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。なお、対象者は、現時点においては、当社との業務提携の具体的な予定はありませんが、本公開買付けによる関係強化を契機として、今後、当社との業務提携についても具体的に検討していく予定であるとのことです。

一方、本公開買付価格については、当社とエレコムとの協議・交渉等の結果を踏まえて決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者が独自に検証を行っていないこと、また、当社が本公開買付けにおいて対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けは公開買付者によるエレコムが所有する対象者株式の取得を企図したものであること、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される方針であり、対象者の株主として本公開買付け後も対象者株式を所有することにも十分な合理性が認められることから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、上記の対象者の取締役会では、対象者のリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所の法的助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記決議に至ったとのことです。また、当該取締役会におい

ては、決議に参加した取締役（取締役8名中、橋本雅治氏、瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏を除く4名）の全員一致で決議したとのことです。なお、代表取締役社長である橋本雅治氏は長期に亘る海外出張中のため上記取締役会を欠席しており、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておりませんが、それに先立つ対象者取締役会における本公開買付けの賛否についての協議において、上記①乃至④のメリットが存在することを理由として、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明しているとのことです。また、対象者の社外取締役である瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏は健康コーポレーションの取締役を兼任していることにより、本公開買付けに関して利益が相反する恐れがあることから同様に上記取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。

また、対象者の上記取締役会には、対象者の監査役3名全員（3名全員が社外監査役）が出席し、全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについて対象者の株主の皆様への判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

② 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けにおける意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び本公開買付けと利害関係を有しない対象者の社外監査役3名に対し、(a) 本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するか、(b) 本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続の公正性は確保されているか、及び(c) その他本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問し、これらの点についての意見書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。

対象者の社外監査役3名は、上記諮問事項について対象者から当社の提案内容について説明を受け、検討したとのことです。同社外監査役3名は、(A) 本公開買付けは当社がエレコム応募対象株式を取得することを目的とし法第27条の2以下の規定に従った法令上の要求として実施されるものであり、当社がエレコム応募株式を本公開買付けにより取得しない場合、対象者株式の株式市場における需給の悪化が懸念され対象者株式の株価に悪影響を及ぼす可能性があることに加え、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指している中、本公開買付けにより健康グループによる対象者株式所有割合を高め、当社とも資本関係に基づくより深い関係を構築することで、対象者化粧品事業の成長を図ることは、対象者の将来的な更なる企業価値向上に資するものと考えられること、(B) 当社の説明によれば、本公開買付け価格を含む本公開買付けの諸条件については、対象者株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、対象者株式の市場価格を最優先した上で合意に至ったとのことであり、その過程において、当社から対象者に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実は認められないこと、また、平成26年2月14日開催の本公開買付けに対する意見表明に係る対象者の取締役会の審議及び決議については、対象者のリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所からの法的助言を得た上で、本公開買付けに関して利益が相反するおそれのある当社の特別関係者である健康コーポレーションの取締役を兼務している対象者の社外取締役である瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏を除いてなされる予定であることから、当社から対象者に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実は認められず、本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続は公正なものと考えられること、(C) 上記(A)、(B)に加えて、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限が設定されていないことから、結果次第では上場廃止基準に該当する可能性があるものの、当社は対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けにより対象者の企業価値が向上することで、株式市場における対象者株式の魅力も向上し、株価上昇及び株主数増加につながれば、むしろ上場維持にとって有効であること、万一、対象者株式が上場廃止基準に抵触する恐れが生じた場合には、当

社、対象者及び健康コーポレーションは、対象者の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定であり、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持された場合、対象者株式の株主が本公開買付けに応募せずに対象者株式を引き続き保有しても証券取引所における売却機会が奪われるものとはいえないことから、本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨の意見書を平成26年2月14日に対象者に提出したとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば同社外監査役3名は、上記意見書において、当社によれば、本公開買付け価格は、当社とエレコムとの協議・交渉等の結果を踏まえて決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼していないため、本公開買付け価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者は独自に検証を行っていないことから、本公開買付け価格が妥当な金額か否かについては断定的に判断することができず、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねることが相当である旨併せて意見を述べているとのことです。

(4) 本公開買付けに係る重要な合意等

本応募契約

本公開買付けに際し、公開買付者は、エレコムとの間で、所有する対象者株式(146,500株、所有割合:5.35%)の全てについて本公開買付けに応募することにつき、平成26年2月14日付けで本応募契約を締結しております。本応募契約の概要は下記のとおりです。

前提条件

本応募契約においては、当社がエレコムに対して表明及び保証する事項(注)について重大な誤りがないことを前提条件として、エレコムが、応募対象株式の全部について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、前提条件が満たされない場合であっても、エレコムがその裁量により本公開買付けに応募することは妨げられません。

(注) 当社は、本応募契約において、エレコムに対して、本応募契約締結日、本公開買付け開始日において、①当社の適法かつ有効な設立及び存続、②当社の本応募契約の適法かつ有効な締結及び履行等、③本応募契約の締結及び履行のために当社において必要とされる許認可等の適法かつ有効な取得又は履践、④当社が反社会的勢力に該当せずまた反社会的勢力と取引関係その他の関係を持っていないこと、について表明及び保証しております。

(5) 本公開買付け成立後の株券等の取得予定

本公開買付けは、エレコム応募対象株式(146,500株:所有割合5.35%)を取得することを目的として実施するものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではないことから、現時点において、公開買付者は、本公開買付けの成立後、対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。

(6) 上場廃止となる見込みの有無及びその理由

本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図するものではありませんが、取得後の株券等所有割合が3分の2以上となることから、法令の規定(法第27条の13第4項、令第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号)に従い、買付予定数の上限を設けることができず、エレコムが所有する対象者株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があります。このため、本公開買付けにおける結果次第では、対象者株式は東京証券取引所が定める上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)のうち、(i)株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、(ii)流通株式数が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき、(iii)流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、及びその他の上場廃止基準に抵触し、所定の手続きを経て、上場廃止となる可能性があります。対象者株式が上場廃止となった場合には、対象者株式は東京証券取引所において取引をすることができなくなります。

対象者は、現時点における株主数、流通株式数及び流通株式時価総額の水準に基づくと事業年度末である平成26年6月末日を基準日として上記(iii)の上場廃止基準に該当する可能性があります。ただし、本公開買付けにおいて、エレコム以外の株主の皆様からの応募がない場合、エレコムから公開買付者への当社株式の譲渡のみによっては流通株式数に変化はないため、当社株式が上記(ii)及び(iii)の上場廃止基準に抵触するリスクにも変化はございません。他方で、本公開買付けに対して多数の株主の皆様から応募があった場合には、株主数が減少し、さらに公開買付者が当社の上場株式数の10%以上を所有するに至った場合には、その所有する株式数が流通株式に該当しなくなることで、流通株式数も減少する可能性があります。これらの結果、平成26年6月末日を基準日として上記(i)乃至(iii)の上場廃止基準に該当することとなった場合には、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

本公開買付けの結果、万一、対象者株式について上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社、対象者及び健康コーポレーションは、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、対象者株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定です。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社アイデアインターナショナル	
② 所 在 地	東京都港区芝五丁目 13 番 18 号 いちご三田ビル3階	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 橋本 雅治	
④ 事 業 内 容	住関連ライフスタイル商品の企画・開発及び販売、化粧品の製造・販売、医薬部外品の製造・販売等	
⑤ 資 本 金	100,000 千円 (平成 26 年 2 月 1 日付で減資しております)	
⑥ 設 立 年 月 日	平成 7 年 11 月 30 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 25 年 12 月 31 日現在)	健康コーポレーション株式会社	64.8%
	橋本 雅治	14.0%
	エレコム株式会社	6.5%
	株式会社アイデアインターナショナル	2.2%
	株式会社 SBI 証券	1.4%
	株式会社丸井グループ	1.3%
	アイデアインターナショナル役員持株会	1.3%
	松原 元成	1.0%
	大舘 直人	0.7%
	吉川 直樹	0.5%
⑧ 当社と対象者の関係		
資 本 関 係	平成 26 年 2 月 14 日現在、当社の親会社である健康コーポレーションが対象者の発行済普通株式 1,946,000 株 (所有割合 : 71.1%) を所有しております。(対象者が平成 25 年 11 月 14 日に公表した「日本リレント化粧品株式会社の吸収合併に関するお知らせ」のとおり、本合併により、その効力発生日である平成 26 年 2 月 1 日付けで、健康コーポレーションが、合併による割当により対象者が新たに発行する対象者株式 489,000 株を取得し、合計で対象者株式 1,946,000 株 (所有割合 : 71.1%) を所有することとなっております。)	
人 的 関 係	当社の親会社である健康コーポレーションは対象者に対して社外役員 3 名を派遣しております。	
取 引 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関連会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社と同一の親会社をもつために、相互に関連当事者に該当いたします。	

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成26年2月14日（金曜日）
公開買付開始公告日	平成26年2月17日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
公開買付届出書提出日	平成26年2月17日（月曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成26年2月17日（月曜日）から平成26年3月17日（月曜日）まで（21営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成26年3月31日（月曜日）までとなります。

④ 期間延長の確認連絡先

確認連絡先 株式会社アスティ
東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
（03）5348-7361
取締役 加藤 健生
確認受付時間 平日9時から17時まで

(3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき、金372円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付けの目的はエレコム所有株式を取得することであり、また、本公開買付けは、対象者の親会社であり、かつ特別関係者の健康コーポレーションによる対象者株式に係る株券等所有割合が3分の2以上となっており、本公開買付け後の株券等所有割合もまた3分の2以上となることから、法第27条の2以下に規定された法令上の要求に基づいて実施するものです。本公開買付価格については、当社とエレコムが協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格を本公開買付価格とすることといたしました。当社とエレコムは、対象者株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、対象者株式の市場価格を本公開買付価格とすることで合意し、最終的に平成26年2月14日開催の取締役会において、本公開買付の公表日の前営業日である平成26年2月13日の対象者株式のJASDAQの終値を本公開買付価格としました。

本公開買付価格372円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年2月13日のJASDAQにおける対象者株式の終値372円に対して同じ値段、平成26年2月13日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値401円に対して7.23%（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）のディスカウント、平成26年2月13日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値425円に対して12.47%のディスカウント、平成26年2月13日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値454円に対して18.06%のディスカウントを行った価格であります。

なお、本公開買付けに際して、第三者算定機関による対象者株式に係る算定書は取得しておりません。

②算定の経緯

(a) 本公開買付け価格の決定に至る経緯

健康グループは、健康コーポレーション及び当社を含む連結子会社14社より構成され、美容・健康関連事業、アパレル関連事業及び住関連ライフスタイル事業を行っております。健康グループは、「世界でいちばん、イキイワクワクした「けんこう(KENKOU)」をつくり、「えがお(EGAO)」「かがやき(KAGAYAKI)」「ありがとう(ARIGATOU)」を世界中に広めます。」を経営理念とし、美容・健康関連商品をインターネット通信販売等を通じて皆様に提供し、「美容」と「健康」をキーワードに、「夢・驚き・感動」のある商品・サービスを提供することで、健康を願う全ての人の健康に貢献したいという考えのもと、業容を拡大してまいりました。平成18年5月には札幌証券取引所アンビシャス市場への株式上場を果たし、また近年においては、トータルボディメイクジム「RIZAP(ライザップ)」を全国的に出店し、同事業は積極的な事業展開により健康グループ内でも重要な位置づけを占めるまでに成長しております。

また、当社は、昭和60年に設立され、平成23年12月に健康グループの連結子会社となりました。当社は健康グループの美容・健康関連事業において、サプリメントやコスメティック商材の企画・卸売(OEM)事業を行っております。

なお、当社を取り巻く事業環境として、美容・健康関連事業においては、化粧品・食品・製薬等からの派生商品が急増し、商品コンセプトによる差別化が困難になってきており、マーケティング手法も含めた工夫が必要とされています。また、近年は次世代の収益の柱となることを期待している食品・化粧品・薬品業界の大手企業の参入が著しく、競争環境は激化しています。

かかる環境下で、当社の中心事業である美容・健康関連事業を一層拡大、強化すべく、他社とのアライアンスを含めた事業展開の可能性を模索しておりました。

一方、対象者は、平成7年11月に時計を中心とした商品の企画開発・販売を目的として設立され、平成20年7月に大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」(現東京証券取引所JASDAQ(グロース))に上場しております。現在は、時計や家電などデザイン性の高いインテリア雑貨やオーガニック化粧品等、住関連ライフスタイル商品に関するオリジナル商品の企画・開発・販売、及びセレクトブランド商品の販売を主たる事業としており、平成20年9月よりオフィス・店舗空間のコンセプト・デザインを企画する「空間プロデュース事業」を開始しております。

オリジナルブランド商品につきましては社内外デザイナーと共同で商品を企画・開発しており、セレクトブランド商品につきましては国内外ブランドホルダーからの商品仕入を行っております。

販売チャネルは、主にインテリアショップ等の専門店に対する製造卸売、直営店及びEコマースによる小売、セールスプロモーションを行う法人等に対する販売があり、これらの販売チャネルを通じて一般消費者へ商品供給を行っております。

対象者は平成21年4月頃より取引関係のあったエレコムとの間で、平成22年9月に、資本業務提携に係る基本契約書を締結し、両者の経営リソースを互いに有効活用し、業績の拡大を図ることを目的として、対象者が平成22年9月30日に発行する新株式(146,500株)及び対象者新株予約権付社債をエレコムが引き受け、エレコムは対象者の関係会社となっております。しかしながら、その後エレコムとの間で当初想定されていた互いの事業分野における販売機会の増大などの資本業務提携によるシナジーを見出すことができなかつたため、新たな資本業務提携先として、健康コーポレーションと平成25年4月初旬頃から協議を進め、対象者が平成25年8月23日に公表した「健康コーポレーション株式会社との資本業務提携、第三者割当による新株式発行、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還、エレコム株式会社との資本業務提携の解消、並びに主要株主、主要株主である筆頭株主、親会社及びその他の関係会社の異動のお知らせ」のとおり、対象者は平成25年8月23日付けで健康コーポレーションとの間で本資本業務提携契約を締結するとともに、健康コーポレーションが対象者株式1,457,000株(発行価額:1株につき417円、払込期日:平成25年9月25日、払込期日現在の所有割

合：64.81%)を所有し連結子会社としております。また、対象者は平成25年9月26日付けで健康コーポレーションとの提携を円滑に開始するためには、エレコムが所有する対象者新株予約権付社債を償還することで、エレコムとの資本業務提携関係を早期に解消することが望ましいと判断し、エレコムが所有する対象者新株予約権付社債を繰上償還するとともにエレコムとの資本業務提携を解消しております。その後、健康コーポレーションは対象者が平成25年11月14日に公表した「日本リレント化粧品株式会社の吸収合併に関するお知らせ」のとおり、本合併により、その効力発生日である平成26年2月1日付けで、合併による割当により対象者が新たに発行する対象者株式489,000株を取得し、合計で対象者株式1,946,000株(所有割合：71.10%)を所有することとなり、現在に至っております。

しかしながらエレコムとの資本業務提携は解消したものの、エレコムは対象者の第三位株主として対象者株式146,500株を所有したままとなっております。このような状況の中、エレコムからの働きかけをきっかけとして平成26年1月以降、健康コーポレーションとエレコムはエレコムが所有する対象者株式146,500株の所有方針について協議して参りました。その結果、健康グループが応募対象株式を取得することが健康グループ間取引の親和性向上、関係性向上に資するものであり、かつ株式市場における対象者株式の需給悪化懸念による株価への悪影響を回避するものであると判断いたしました。また、健康グループにおいても、当社は長年、化粧品を企画・開発する化粧品のOEM事業を営み化粧品の企画・開発に関するノウハウを有しているところ、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指しており、そのため、対象者と健康コーポレーションのシナジーの最大化を図り、対象者の企業価値の向上を図るためには、健康コーポレーション自身との資本提携に加え、健康コーポレーションの他の子会社であり、対象者と同じく化粧品事業を営む当社との間でも資本提携を進め、単なる兄弟会社に止まらない資本関係に基づくより深い関係を構築しておくことが望ましく、またそのように対象者化粧品事業の成長を図ることは将来的に対象者の企業価値を向上させることとなり、対象者株式の株式市場における魅力を高めることは、対象者の株価上昇や株主数増加につながり、対象者株式の上場の維持に資するものであると判断し、当社が本公開買付けを実施することに至りました。

公開買付け価格については、当社とエレコムが協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格を本公開買付け価格とすることといたしました。当社とエレコムは、対象者株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、対象者株式の市場価格を本公開買付け価格とすることで合意し、最終的に平成26年2月14日開催の取締役会において、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年2月13日の対象者株式のJASDAQの終値を本公開買付け価格としました。

本公開買付け価格372円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年2月13日のJASDAQにおける対象者株式の終値372円に対して同じ値段、平成26年2月13日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値401円に対して7.23%(小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。)のディスカウント、平成26年2月13日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値425円に対して12.47%のディスカウント、平成26年2月13日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値454円に対して18.06%のディスカウントを行った価格であります。

なお、本公開買付けに際して、第三者算定機関による対象者株式に係る算定書は取得しておりません。

(b) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は健康コーポレーションの連結子会社であること、また、対象者の取締役のうち3名が健康コーポレーションの取締役を兼務していることを勘案し、対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じているとのことです。

(ア) 対象者取締役会及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は平成26年2月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けにつき検討した結果、①対象者、健康コーポレーション及び当社は、いずれも化粧品事業を主力事業の一つと位置づけ、対象者は平成26年2月1日に本合併により国内に化粧品の生産拠点を擁しており、他方、当社は長年、化粧品を企画・開発する化粧品のOEM事業を営み化粧品の企画・開発に関するノウハウを有しているところ、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指しております。そのため、対象者と健康コーポレーションのシナジーの最大化を図り、対象者の企業価値の向上を図るためには、健康コーポレーション自身との資本提携に加え、健康コーポレーションの他の子会社であり、対象者と同じく化粧品事業を営む当社との間でも資本提携を進め、単なる兄弟会社に止まらない資本関係に基づくより深い関係を構築しておくことが望ましいこと、②そのように対象者化粧品事業の成長を図ることは将来的に対象者の企業価値を向上させることとなり、対象者株式の株式市場における魅力を高めることは、対象者の株価上昇や株主数増加につながり、上記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 上場廃止となる見込みの有無及びその理由」記載の(i)株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、(ii)流通株式数が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき、(iii)流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、といった上場廃止基準への抵触リスクを軽減し、対象者の上場維持のために有効であると考えられること、また、③当社がエレコム所有の対象者株式(146,500株)を取得することにより、エレコムが対象者株式を市場で売却することで対象者株式の株式市場における需給が悪化し、株価に悪影響を及ぼすリスクを回避することができること、④そのように株価下落を防止することで、上記(iii)流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、という上場廃止基準に対象者が抵触するリスクの軽減も図ることができることから、本公開買付けは対象者の企業価値の維持向上に資すると認識するに至り、出席取締役全員一致で本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。なお、対象者は、現時点においては、当社との業務提携の具体的な予定はありませんが、本公開買付けによる関係強化を契機として、今後、当社との業務提携についても具体的に検討していく予定であるとのことです。

一方、本公開買付価格については、当社とエレコムとの協議・交渉等の結果を踏まえて決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者が独自に検証を行っていないこと、また、当社が本公開買付けにおいて対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けは公開買付者によるエレコムが所有する対象者株式の取得を企図したものであること、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される方針であり、対象者の株主として本公開買付け後も対象者株式を所有することにも十分な合理性が認められることから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、上記の対象者の取締役会では、対象者のリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所の法的助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記決議に至ったとのことです。また、当該取締役会においては、決議に参加した取締役（取締役8名中、橋本雅治氏、瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏を除く4名）の全員一致で決議したとのことです。なお、代表取締役社長である橋本雅治氏は長期に亘る海外出張中のため上記取締役会を欠席しており、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておりませんが、それに先立つ対象者取締役会における本公開買付けの賛否についての協議において、上記①乃至④のメリットが存在することを理由として、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明しているとのことです。また、対象者の社外取締役である瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏は健康コーポレーションの取締役を兼任していることにより、本公開買付けに関して利益が相反する恐れがあることから同様に上記取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。

また、対象者の上記取締役会には、対象者の監査役3名全員（3名全員が社外監査役）が出席し、全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについて対象者の株主の皆様の判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(イ) 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けにおける意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び本公開買付けと利害関係を有しない対象者の社外監査役3名（進藤浩氏、丸山定雄氏、岩城健氏）に対し、

(a) 本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するか、(b) 本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続の公正性は確保されているか、及び(c) その他本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問し、これらの点についての意見書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。

対象者の社外監査役3名は、上記諮問事項について対象者から当社の提案内容について説明を受け、検討したとのことです。同社外監査役3名は、(A) 本公開買付けは当社がエレコム応募対象株式を取得することを目的とし法第27条の2以下の規定に従った法令上の要求として実施されるものであり、当社がエレコム応募株式を本公開買付けにより取得しない場合、対象者株式の株式市場における需給の悪化が懸念され対象者株式の株価に悪影響を及ぼす可能性があることに加え、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指している中、本公開買付けにより健康グループによる対象者株式所有割合を高め、当社とも資本関係に基づくより深い関係を構築することで、対象者化粧品事業の成長を図ることは、対象者の将来的な更なる企業価値向上に資するものと考えられること、(B) 当社の説明によれば、本公開買付け価格を含む本公開買付けの諸条件については、対象者株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、対象者株式の市場価格を最優先した上で合意に至ったとのことであり、その過程において、当社から対象者に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実は認められないこと、また、平成26年2月14日開催の本公開買付けに対する意見表明に係る対象者の取締役会の審議及び決議については、対象者のリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所からの法的助言を得た上で、本公開買付けに関して利益が相反するおそれのある当社の特別関係者である健康コーポレーションの取締役を兼務している対象者の社外取締役である瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏を除いてなされる予定であることから、当社から対象者に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実は認められず、本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続は公正なものと考えら

れること、(C) 上記 (A)、(B) に加えて、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限が設定されていないことから、結果次第では上場廃止基準に該当する可能性があるものの、当社は対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けにより対象者の企業価値が向上することで、株式市場における対象者株式の魅力も向上し株主数が増加すれば、むしろ上場維持にとって有効であること、万一、対象者株式が上場廃止基準に抵触する恐れが生じた場合には、当社と対象者は、対象者の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定であり、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持された場合、対象者株式の株主が本公開買付けに応募せずに対象者株式を引き続き保有しても証券取引所における売却機会が奪われるものとはいえないことから、本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨の意見書を平成 26 年 2 月 14 日に対象者に提出したとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば同社外監査役 3 名は、上記意見書において、当社によれば、本公開買付け価格は、当社とエレコムとの協議・交渉等の結果を踏まえて決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼していないため、本公開買付け価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者は独自に検証を行っていないことから、本公開買付け価格が妥当な金額か否かについては断定的に判断することができず、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねることが相当である旨併せて意見を述べているとのことです。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
146,500 株	146,500 株	一株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (146,500 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (146,500 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。) に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、本公開買付けにより取得する対象者株式の最大数は、対象者が平成 26 年 2 月 14 日に提出した第 19 期第 2 四半期報告書に記載された平成 26 年 2 月 14 日現在の発行済株式総数 (2,737,000 株) から、健康コーポレーションが所有する対象者株式数 (1,946,000 株) 及び上記四半期報告書に記載された平成 25 年 12 月 31 日現在の対象者が保有する自己株式数 (48,600 株) を控除した株式数 (742,400 株) となります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	19,460 個	(買付け等前における株券等所有割合 71.10%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,465 個	(買付け等後における株券等所有割合 5.45%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	19,460 個	(買付け等後における株券等所有割合 71.10%)
対象者の総株主等の議決権の数	26,881 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)」は、特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)」は、対象者の第19期第2四半期報告書に記載の平成26年2月14日現在の対象者の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)として記載している21,991個に、本合併により平成26年2月1日付けで新たに発行された対象者株式数(489,000株)に係る議決権の数4,890個を加算した数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成26年2月14日現在の対象者株式の発行済普通株式数(2,737,000株)から対象者の上記四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在の対象者が保有する自己株式数(48,600株)を控除した株式数(2,688,400株)に係る議決権の数26,884個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 54,498,000 円

(注)「買付代金」は、本公開買付けの買付予定数(146,500株)に1株当たりの買付価格(372円)を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
藍澤証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目20番3号

②決済の開始日

平成26年3月24日(月曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成26年4月4日(金曜日)となります。

③決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

後記「(9)その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（146,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（146,500株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつた場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引き下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合には、公開買付期間末日の15時30分までに応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成26年2月17日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

藍澤証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 20 番 3 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針」の「②本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる当社の業績への影響については現在精査中であり、今後業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

①公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 26 年 2 月 14 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けにつき検討した結果、①対象者、健康コーポレーション及び当社は、いずれも化粧品事業を主力事業の一つと位置づけ、対象者は平成 26 年 2 月 1 日に本合併により国内に化粧品の生産拠点を擁しており、他方、当社は長年、化粧品を企画・開発する化粧品の OEM 事業を営み化粧品の企画・開発に関するノウハウを有しているところ、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指しております。そのため、対象者と健康コーポレーションのシナジーの最大化を図り、対象者の企業価値の向上を図るためには、健康コーポレーション自身との資本提携に加え、健康コーポレーションの他の子会社であり、対象者と同じく化粧品事業を営む当社との間でも資本提携を進め、単なる兄弟会社に止まらない資本関係に基づくより深い関係を構築しておくことが望ましいこと、②そのように対象者化粧品事業の成長を図ることは将来的に対象者の企業価値を向上させることとなり、対象者株式の株式市場における魅力を高めることは、対象者の株価上昇や株主数増加につながり、上記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 上場廃止となる見込みの有無及びその理由」記載の (i) 株主数が事業年度の末日において 150 人未満となった場合において、1 年以内に 150 人以上とならないとき、(ii) 流通株式数が事業年度の末日において、500 単位未満である場合において、1 年以内に 500 単位以上とならないとき、(iii) 流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5 億円未満となった場合において、1 年以内に 2.5 億円以上とならないとき、といった上場廃止基準への抵触リスクを軽減し、対象者の上場維持のために有効であると考えられること、また、③当社がエレコム所有の対象者株式 (146,500 株) を取得することにより、エレコムが対象者株式を市場で売却することで対象者株式の株式市場における需給が悪化し、株価に悪影響を及ぼすリスクを回避することができること、④そのように株価下落を防止することで、上記 (iii) 流通株式時価総額が事業年度の末日において、2.5 億円未満となった場合において、1 年以内に 2.5 億円以上とならないとき、という上場廃止基準に対象者が抵触するリスクの軽減も図ることができることから、本公開買付けは対象者の企業価値の維持向上に資すると認識するに至り、出席取締役全員一致で本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。なお、対象者は、現時点においては、当社との業務提携の具体的な予定はありませんが、本公開買付けによる関係強化を契機として、今後、当社との業務提携についても具体的に検討していく予定であるとのことです。

一方、本公開買付価格については、当社とエレコムとの協議、交渉等の結果を踏まえて決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者が独自に検証を行っていないこと、また、当社が本公開買付けにおいて対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けは公開買付者によるエレコムが所有する対象者株式の取得を企図したものであること、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される方針であり、対象者の株主として本公開買付け後も対象者株式を所有することにも十分な合理性が認められることから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、上記の対象者の取締役会では、対象者のリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所の法的助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記決議に至ったとのことです。また、当該取締役会においては、決議に参加した取締役（取締役8名中、橋本雅治氏、瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏を除く4名）の全員一致で決議したとのことです。なお、代表取締役社長である橋本雅治氏は長期に亘る海外出張中のため上記取締役会を欠席しており、上記取締役会における審議及び決議には一切参加していませんが、それに先立つ対象者取締役間における本公開買付けの賛否についての協議において、上記①乃至④のメリットが存在することを理由として、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明しているとのことです。また、対象者の社外取締役である瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏は健康コーポレーションの取締役を兼任していることにより、本公開買付けに関して利益が相反する恐れがあることから同様に上記取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。

また、対象者の上記取締役会には、対象者の監査役3名全員（3名全員が社外監査役）が出席し、全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについて対象者の株主の皆様の判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

②支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けにおける意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び本公開買付けと利害関係を有しない対象者の社外監査役3名（進藤浩氏、丸山定雄氏、岩城健氏）に対し、(a) 本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するか、(b) 本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続の公正性は確保されているか、及び(c) その他本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問し、これらの点についての意見書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。

対象者の社外監査役3名は、上記諮問事項について対象者から当社の提案内容について説明を受け、検討したとのことです。同社外監査役3名は、(A) 本公開買付けは当社がエレコム応募対象株式を取得することを目的とし法第27条の2以下の規定に従った法令上の要求として実施されるものであり、当社がエレコム応募株式を本公開買付けにより取得しない場合、対象者株式の株式市場における需給の悪化が懸念され対象者株式の株価に悪影響を及ぼす可能性があることに加え、対象者、健康コーポレーション及び当社は、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有により、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指している中、本公開買付けにより健康グループによる対象者株式所有割合を高め、当社とも資本関係に基づくより深い関係を構築することで、対象者化粧品事業の成長を図ることは、対象者の将来的な更なる企業価値向上に資するものと考えられること、(B) 当社の説明によれば、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件については、対象者株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、対象者株式の市場価格を最優先した上で合意に至ったとのことであり、その過程において、当社から対象者に対す

る不当な影響力の行使を窺わせる事実は認められないこと、また、平成26年2月14日開催の本公開買付けに対する意見表明に係る対象者の取締役会の審議及び決議については、対象者のリーガル・アドバイザーである二重橋法律事務所からの法的助言を得た上で、本公開買付けに関して利益が相反するおそれのある当社の特別関係者である健康コーポレーションの取締役を兼務している対象者の社外取締役である瀬戸健氏、森正人氏、加藤健生氏を除いてなされる予定であることから、当社から対象者に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実は認められず、本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続は公正なものと考えられること、(C) 上記(A)、(B)に加えて、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限が設定されていないことから、結果次第では上場廃止基準に該当する可能性があるものの、当社は対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けにより対象者の企業価値が向上することで、株式市場における対象者株式の魅力も向上し、株価上昇及び株主数増加につながれば、むしろ上場維持にとって有効であること、万一、対象者株式が上場廃止基準に抵触する恐れが生じた場合には、当社、対象者及び健康コーポレーションは、対象者の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定であり、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持された場合、対象者株式の株主が本公開買付けに応募せずに対象者株式を引き続き保有しても証券取引所における売却機会が奪われるものとはいえないことから、本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨の意見書を平成26年2月14日に対象者に提出したとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば同社外監査役3名は、上記意見書において、当社によれば、本公開買付価格は、当社とエレコムとの協議・交渉等の結果を踏まえて決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼していないため、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者は独自に検証を行っていないことから、本公開買付価格が妥当な金額か否かについては断定的に判断することができず、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねることが相当である旨併せて意見を述べているとのことです。

③ 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

以 上